

「業務及び財産の管理の委託」に関するお知らせ

1. 平成20年11月20日付で、弊社は、新日本みどり共済会（本店：大阪府大阪市淀川区新北野1丁目8番14号 千代田ベル601号）（以下「共済会」といいます。）との間で、「業務及び財産の管理の委託契約」を締結し、共済会の業務及び財産の管理を受託しました。この契約は、共済会の契約者保護の観点から弊社が共済会より以下の業務を受託したものです。本契約につきましては、平成21年3月2日から効力を生じます。
 - (1) 共済会の保有契約の維持保全に関する業務
 - (2) 共済会の財産の管理に関する業務
 - (3) 共済会の業務又は財務の報告書に関する業務
 - (4) 前記(1)ないし(3)のいずれかに付帯又は関連する業務

2. 本契約が効力を生じた後は、前記1(1)ないし(4)の業務につきましては、弊社が業務及び財産の管理に関する受託会社として、共済会のためにこれを行います。

今後は、共済会より発信すべき文書等につきましては、発信者を「新日本みどり共済会 受託会社 みどり生命保険株式会社」と併記する形式になります。

なお、新日本みどり共済会の共済契約に関するお問合わせ等につきましても、弊社までお願いいたします。

平成21年2月19日

お問合わせ先

郵便番号 532-0025

大阪府大阪市淀川区新北野1丁目

8番14号 千代田ベル601号

みどり生命保険株式会社

新日本みどり共済会窓口

TEL 06-6838-8006